

自主管理活動 テーマ

安全手帳について

「若手教育用」

ポケットサイズ

安全衛生管理基準

高砂製作所 安全衛生室

第7期生/安全専任

取上げた理由1 (2011年4月~)

月 日	室 名	年齢	経験	状 況	程 度	災害の型
7月6日	チタン)製造室	22	3年2ヶ月	リーチフォークでバック走行中にコーナー部で横滑りし、フォーク後部と建屋柱間に左足を挟まれた。	微傷No.1	挟まれ
7月14日	鍛圧室	21	3年3ヶ月	金型のグラインダー手入れ作業後、バランスを崩し熱を持った金型に右手が触れ火傷した。	微傷No.2	高温物との接触
7月27日	コベルコ科研	27	4ヶ月	引張試験片の破断面で左母指付根部を切創した。	微傷No.3	切れ
7月28日	シマプンコーホレーション(鍛圧室)	61	36年	鍛鋼スロー軸穴の下穴明け作業時、酸素ヤリの継ぎ手部から火が噴出し左手を熱傷した。	休業No.1	高温物との接触
7月29日	神鋼EN&M(回転機)製造室)	29	7年3ヶ月	ソケット取替えしようとしてインパクトレンチを立てた際にスイッチが入り、右手(耳)に巻き込まれ負傷した。		巻き込まれ
8月5日	神鋼EN&M(鍛圧室)	53	20年	側面灯修理の為、水銀灯のランプを外している最中に感電し火傷した。		感電
8月19日	きしろ(鑄鍛加工室)	61	16年	小型軸加工旋盤の段取り作業において回転用具に小指を挟まれた。		挟まれ
10月28日	鍛圧室	24	1ヶ月	RR金型を仮置き後、金型が倒れ両足を負傷した。	休業No.4	挟まれ
11月5日	チタン)製造室	23	4年8ヶ月	炉底とスタブ間の隙間に、詰め物チタンスポンジを詰めるべく、スタブをハンマーで叩いている時、左手中指を叩いてしまった。	微傷No.5	挟まれ
11月18日	回転機)製造室	60	16年	ペダルが自転車道のブロックと接触し、バランスを崩し、転倒した。	微傷No.6	転倒
11月29日	機器)製造室	49	5年	キャスク作業足場から降りる際に、階段で足を引っ掛け膝を捻った。	微傷No.7	躓き
12月16日	鍛圧室	39	5年1ヶ月	枕用角材を両手で動かした時に手が外れ、勢いで突起部に接触し負傷した。	微傷No.8	動作の反動
12月23日	神鋼EN&M(設備室)	26	2ヶ月	溝形鋼をガス切断後、切断部を足で踏み落とそうとしたところ溝形鋼が跳ね上がり押さえていた左手第四指を負傷した。	微傷No.9	動作の反動

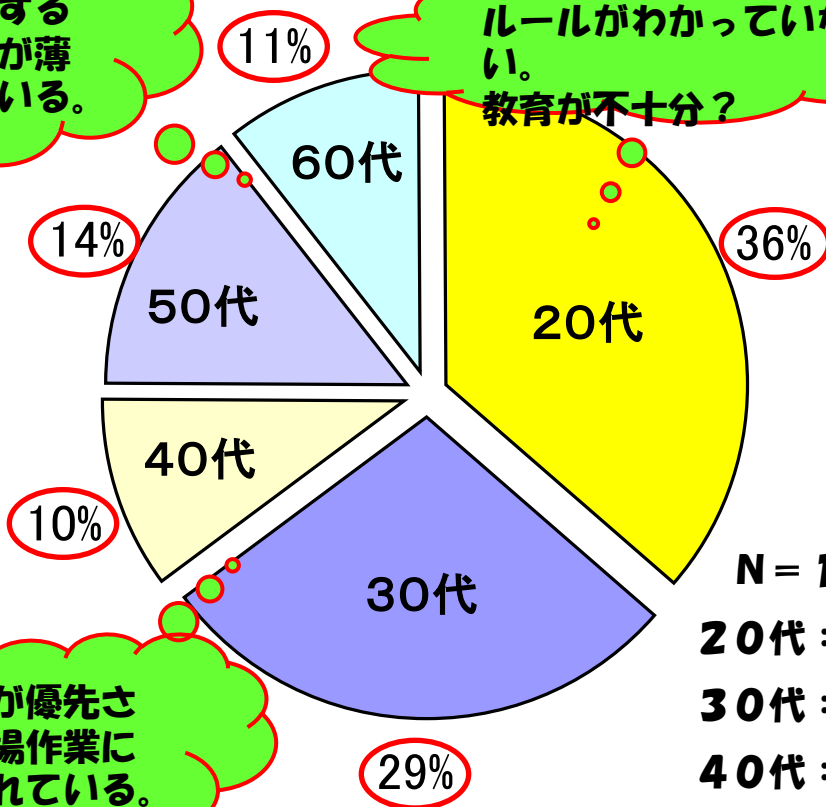
13件発生!

6件が20代での災害!

取上げた理由2

安全専任が考えた20代に災害が多い理由

所内の基幹職の年齢構成



安全に対する
技能継承が薄
れてきている。

ルールがわかっていな
い。
教育が不十分？

生産が優先さ
れ現場作業に
追われている。

安全作業
神鋼マンを育てよう！！

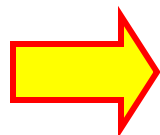
- N = 1350
- 20代：490名
 - 30代：385名
 - 40代：138名
 - 50代：194名
 - 60代：143名



取上げた理由3

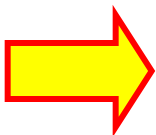
各工場ごとの安全衛生管理基準について

・ 鋳鍛鋼工場



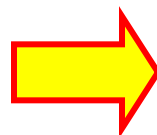
安全手帳

・ 協力会



安全衛生心得

・ 千タン工場、鉄粉工場
機器工場、高砂機械センター



所内共通の手帳がない！！

取上げた理由4

安全専任の安全衛生管理基準の読み合わせ教育

絵や写真がもっとあれば見やすい！

文章だけでわかり難い！

理解出来ていますか？

これは問題だぞ！！



- ①自分達が若手への教育資料として使いにくい！
- ②教育するのに時間がかかる！



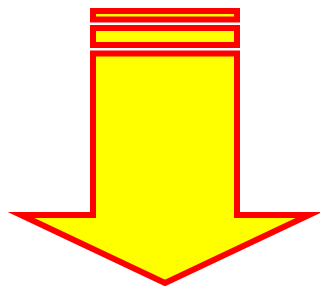
安全専任第7期生でわかりやすい安全衛生管理基準を作ろう！

安全専任3名での

安全衛生管理基準の絞り込み①

①自分と仲間の身体を守るために絶対に必要な知識!

②日常作業で絶対に覚えていないと災害につながる内容!



若手にこれだけは知ってもらいたい内容を選択した!

安全専任3名での 安全衛生管理基準の絞り込み②

絞り込んだ項目

安全衛生管理基準

95項目



18項目



衛生関係

- ・ 保護具の着用例
(有機溶剤取扱い、溶接、ガス切断、研削作業)
- ・ 振動障害予防対策について
- ・ 危険有害性化学物質の管理について
- ・ 救急患者発生時について

管理一般

- ・ 指名業務について
- ・ 立入禁止区域について
- ・ 立入許容限界について
- ・ 三原則(特別管理作業)について
- ・ 非定常作業について

単位作業

- ・ 玉掛作業の基本知識について
- ・ クレーン運転取扱いについて
- ・ クレーン運転玉掛基準について
- ・ フォークリフト安全運転について
- ・ 安全帯の使用基準について
- ・ 高所作業基準について
- ・ 酸素欠乏症予防基準について
- ・ ジャッキの使用方法について
- ・ 命札の取り扱いについて

各現業室の安全衛生指導員へのインタビュー実施確認

管理一般

- ・指名業務について
- ・立入禁止区域について
- ・立入許容限界について
- ・三原則（特別管理作業）について
- ・非定常作業について

単位作業

- ・玉掛作業の基本知識について
- ・クレーン運転取扱いについて
- ・クレーン運転玉掛基準について
- ・フォークリフト安全運転について
- ・安全帯の使用基準について
- ・高所作業基準について
- ・酸素欠乏症予防基準について
- ・ジャッキの使用方法について
- ・命札の取り扱いについて

衛生関係

- ・保護具の着用例（有機溶剤取扱い、溶接、ガス切断、研削作業）
- ・振動障害予防対策について
- ・危険有害性化学物質の管理について
- ・救急患者発生時について



あったらいいね。
方向性は同じです。

他にないね。

これで進めてほしい！

これだけ守っていれば安全に
作業出来るでしょう！

職係長の皆さんと同じ認識でした！

サンプルの確認とアンケート実施

12月20日 安全衛生指導員会議にて

アンケート

安全専任7期生 自主管理活動『若手教育資料』

サンプルアンケートについて

- Q1. 手帳の大きさ、サイズはいかがでしょう？
- Q2. 項目ごとの詳細内容に過不足、抜け落ちはないでしょうか？
- Q3. 見やすいでしょうか？（色使いや絵、文字など）
- Q4. その他、ご意見またはご要望がございましたらご記入下さい。

貴重なご意見ありがとうございます。

今後もご意見、ご指導よろしく願います。

1. 指名業務について(TSR-SA-3201)

3. 立入許容限界について(TSR-SA-4006)

7. クレーン運転玉掛け基準 (TSR-SA-4210)

13. 命札取り扱いについて(TSR-SA-4201)

16. 振動障害予防対策について(TSR-SA-6201)

(1) 携帯用研削盤(グラインダーなど)、卓上用研削盤などは研削といの場合には直径150mmを超えるものに限る。

(2) 金属又は岩石のはつり、かしめ、切断、銼打ち及び削孔の業務は1日2時間以内とし、連続作業は10分以内で、5分以上の休止をすること。

(3) 上記の(2)以外の業務は1日に2時間以内とし、連続作業は30分以内で5分以上の休止をすること。

対象例一部



チップングハンマー



コンクリートブレイカー



サンドランマー

17. 危険有害性化学物質等の管理について (TSR-SA-6205)

(1) 有機溶剤などのMSDS(化学物質等の危険性及び取扱い方法等の安全データシート)に基づき製作された「化学物質取扱いカード」の記載事項を把握すること。

(2) 作業者が閲覧できるよう保管庫に掲示すること。

化学物質取扱い管理
カードを見ましたか？

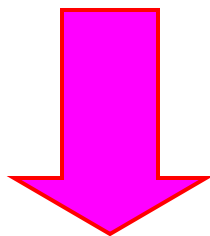


サンプル



安全専任OBへのアンケート実施

安全専任第1期生から、第6期生の方々にもアンケートの協力をお願いいたしました！！



手帳の大きさOK！

若手への教育資料として活用したい！！

OBの賛同をえられた！



『若手教育用』手帳の内容紹介

酸素欠乏症予防基準(TSR-SA-4216)

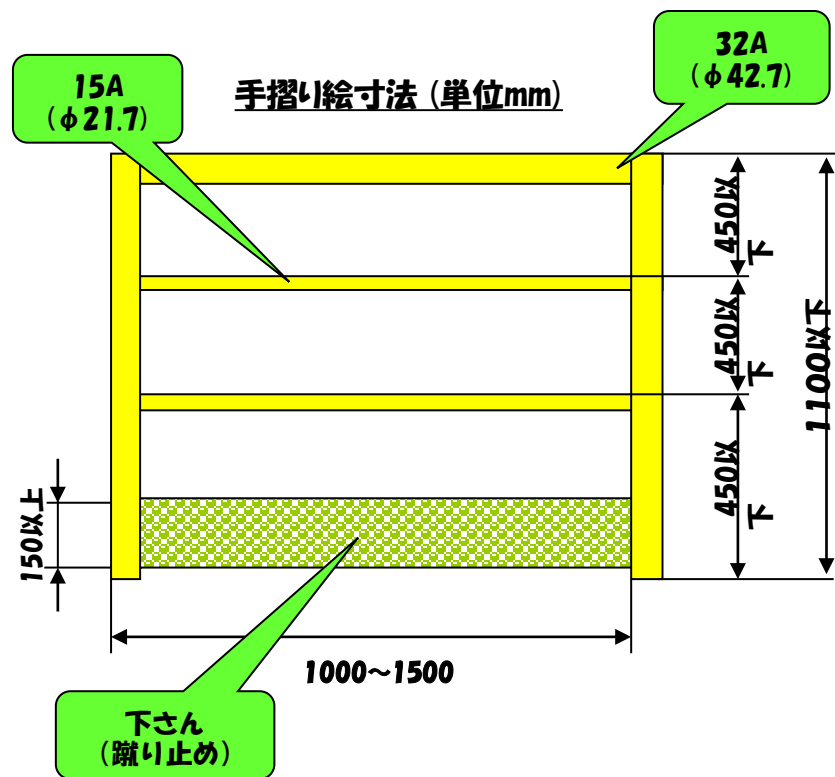
酸素欠乏防止チェックリスト	
No.	チェック項目
1	換気ブロアーの電源又は換気エアバルブに 命札 を取り付けているか
2	酸素濃度測定は2人以上で行い、 作業主任者 が測定しているか(18%以上)
3	救命用具 (エアラインマスク、救助用ロープ等)が作業場に設置されているか
4	酸欠危険場所に 監視人 が置かれているか
5	酸欠作業者 入退場管理表 が正しく記入されているか
6	酸欠作業中の垂れ幕又は立入禁止が見やすい位置に表示しているか
7	作業開始前、作業中の 酸素濃度測定記録 をしているか(常に18%以上)
8	換気ブロアーダクトは 顔面より下 に取り付けられているか
9	ブロアー 回転リボン はなびいているか
10	酸素濃度測定は 顔面より下 の位置に置かれ測定されているか



危険ガスの種類と性質		
物質名 (分子式)	比重 空気=1	大気中 状態
水素(H ₂)	0.07	大気中 では 浮上
メタン(CH ₄)	0.56	
アンモニア(NH ₃)	0.57	
窒素(N ₂)	0.8	
アセチレン(C ₂ H ₂)	0.9	
一酸化炭素(CO)	0.97	大気中 では 沈下
硫化水素(H ₂ S)	1.2	
アルゴン(Ar)	1.38	
二酸化炭素(CO ₂)	1.5	
プロパン(C ₃ H ₈)	1.6	
トルエン	3.1	
ガソリン	3.5	
灯油	4.5	
軽油	4.5	

『若手教育用』手帳の内容紹介

高所作業基準(TSR-SA-4211)



高、中、低所作業基準

1	高所とは高さ2m以上で墜落の恐れのある場所(中低所は0.5m~1.5m)(2m未満でも墜落、転落の危険のある場所及び開口部周辺を含む)
2	60歳以上の者は健康状態により就業制限される(室安全衛生管理者(室長)が認めた場合は就業できる)
3	足場の組立・解体・変更の作業は“足場組立作業主任者”の資格が必要
4	高所作業における組立で1辺が200mm以上の開口部を設けてはならない
5	高所では上下作業を禁止する、「高所作業中」旗の表示を行う
6	高所作業は落下防止に箱、袋、ネット等を活用する
7	踏み台は1ステップ350mm未満とする
8	踏み台1200mm以上は手摺りが必要
9	高さ500mm以上を昇降する場合は、踏み台を使用すること
10	踏み台上の作業は軽作業のみとする
11	工事担当室長の許可なく、梯子、脚立を使用してはならない



踏み台絵寸法 (単位mm)

『若手教育用』手帳の内容紹介

フォークリフトの安全運転について(TSR-SA-4502)

8.フォークリフトの安全運転について(TSR-SA-4502)

(1) 構内最高制限速度

- ①前方30m以内に他の交通の障害物がないとき
空車時: 15Km/h
積載時: 10Km/h
- ②前方30m以内に他の交通の障害物があるとき
空車時: 10Km/h
積載時: 8Km/h

(2) 屋内最高制限速度

- 空車時: 8Km/h
- 積載時: 5Km/h

(3) 運転席を離れる時は、ツメを地上に着床させサイドブレーキを引きキーを抜く。

(4) フォークリフトの許容荷重以上の荷役運搬をしてはならないこと。

(5) 運搬する物の重心位置がフォークリフトのリフトガイド間中心であること。

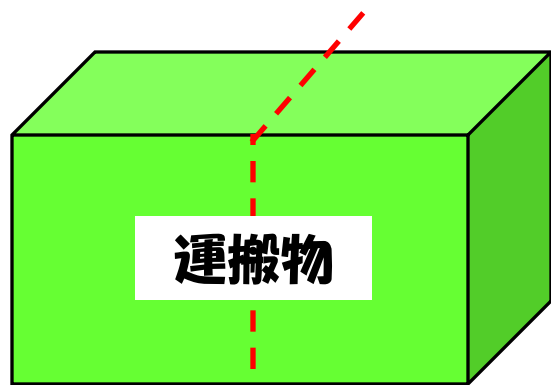
(6) 不安定な運搬物は固ぼくすること！！

(7) 無負荷時フォーク先端を300mm以上リフトした状態で走行してはならない。
(フォーク先端は50~100mmリフトした状態で、又マストは一杯まで後傾すること。)

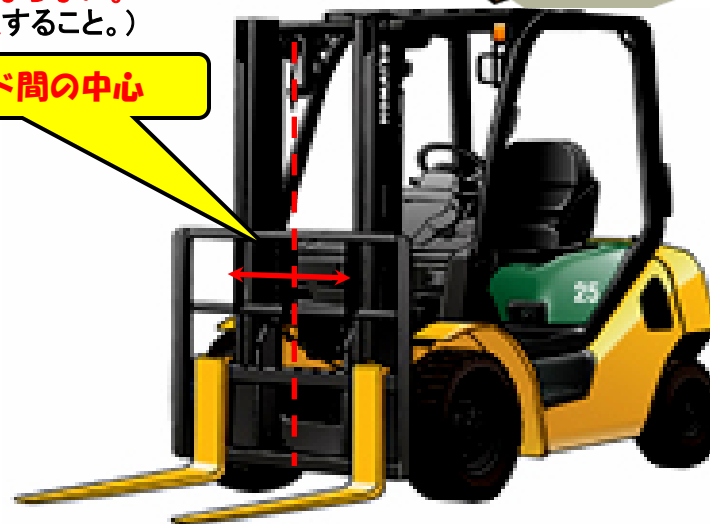
荷が大きく、前方が見づらい時は
バック走行！！



不安定な荷は固ぼくすること！
又挟まれる危険があるので、
運転席から身は乗り出さない



リフトガイド間の中心



『若手教育用』手帳の内容紹介

救急患者発生について(TSR-SA-6001)

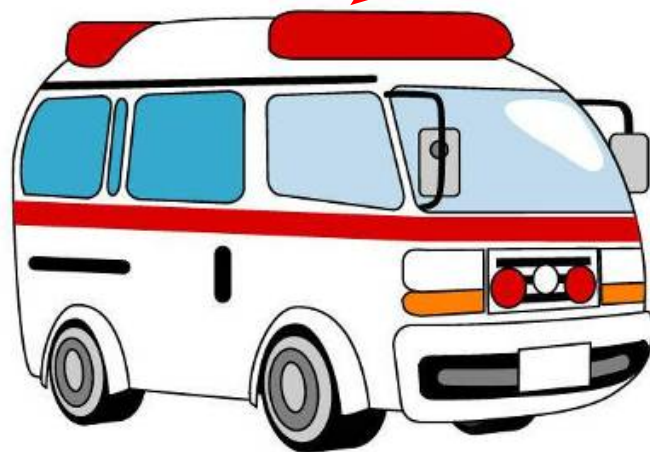
19.救急患者発生時について(TSR-SA-6001)

緊急電話 内線:111

災害発生(病気、怪我など)の場合

- ①名前は
- ②性別(男、女)
- ③従業員番号
- ④何歳か
- ⑤病気、怪我の内容
- ⑥意識ある、ない
- ⑦緊急車両待機場所
(自職場の待機場所記入してください。)

これだけは、教えてください！



ここがポイントです！
記入してください！

